

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法(案)(概要)  
(経済産業省・環境省告示)

## 1. 趣旨

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。)第1条第4号に規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定めるもの。

## 2. 概要

### (1)用語の定義

本告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第17号)、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)及び報告命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

償却前移転:償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転をすること。

排出量調整無効化:国内認証排出削減量を温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組において評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすること。

### (2)調整後温室効果ガスの調整方法

「調整後温室効果ガス排出量」は、「調整対象温室効果ガス排出量」又は「調整対象温室効果ガス排出量」から以下のア・イの一部若しくは全部を控除して得た量とする。ただし、控除した結果、当該量が零を下回る場合には、当該排出量は零とする。

ア 特定排出者が4月1日から翌年3月31日までににおいて償却前移転をした算定割当量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。)

イ 特定排出者が4月1日から翌年3月31日までににおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量(自ら行った温室効果ガスの排出の抑制等に係るもの及び電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。)

「調整対象温室効果ガス排出量」は、算定排出量算定期間における以下のア～ウに掲げる量を合算したものとす

ア エネルギー起源二酸化炭素排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)

・ 燃料の使用に伴うもの

・ 使用された他者から供給された電気に由来するもの(電気の使用量に調整後排出係数を乗じて得られる量)

・ 他者から供給された熱の使用に伴うもの

イ 非エネルギー起源二酸化炭素排出量(報告命令第4条第5項各号に規定する廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。)

ウ メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

報告を行う年度の4月1日から6月30日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いてよい。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いてよい。

(4) その他

平成25年度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱については、別途検討を行う。

**3. 施行期日**

平成22年4月1日。

【参照条文】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(この法律の施行に当たっての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。